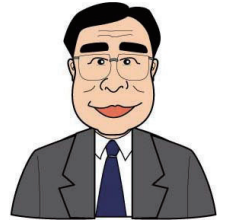


今月のテーマ 「離婚に伴う財産分与の税務」

1. Q 夫婦が離婚したときに相手方の請求に基づき、一方の人が相手方に財産を渡すことを財産分与と言いますが、これは財産を受け取った人の贈与になり、贈与税の対象になるのでしょうか？

A 離婚に伴う財産分与は夫婦の財産関係の清算や生活保障の為の財産分与請求権に基づく給付を受けたもので、贈与とは考えないので原則として贈与税はかかりません。ただし、分与された財産の額が、婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額など考慮しても多すぎる場合には、その多すぎる部分は贈与とされ贈与税がかかります。また、その離婚が贈与税や相続税を免れるために行われたと認められる場合には、受け取った財産すべてに贈与税がかかります。



2. Q 通常の財産分与では、受け取った人の贈与とは考えず、原則として贈与税はかからないことは分かりましたが、これで一切の税務関係は終結したことになりますか？

A 財産分与が土地や建物などの場合、分与した人に譲渡所得課税が行われる点には注意が必要です。すなわち、分与時の土地や建物の時価相当額が譲渡収入となり、その不動産の取得価格と譲渡費用の合計より高ければ、その差額(譲渡所得)に譲渡所得税がかかります。ちなみに、譲渡所得税の対象になるのは、土地や建物の不動産の他に、株式や債券などの有価証券、高額な美術品、ゴルフ会員権など、主に所得税法上で資産と認められている財産です。そのため、現金を譲渡する際には譲渡所得税はかかりません。

3. Q マイホームを財産分与した場合には、一般的に言われる「居住用財産の3000万円の特別控除特例」(マイホーム特例)を適用することができるのでしょうか？

A このマイホーム特例は、売手と買い手が親子や夫婦など特別な関係でないことが要件となっています。そのため、離婚前に特例を適用することはできませんが、離婚成立後であって、その他の要件を満たしていれば、特例を利用できます。従って、マイホーム特例を受けるためには、離婚後に財産分与を行う必要があります。

FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

11月放送は11月 9日、23日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～

11月 4日、18日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3木曜】午後2時10分～

今日の一句

朝晩はちょっと冷えこむ季節になりました。そこで一句!

「衣替え 心は今もトラッドで」(IVYルックのまま)

♪ 学生街の喫茶店 ガロ

今日の一言

「だったら海の上に通したらいいじゃないか」(大隈重信〈鉄道開通〉)

反対派 ①西郷隆盛(軍備増強) ②鉄道敷地→薩摩藩邸など
③鉄道敷地→旅籠(はたご)、飛脚(ひきやく)の商売

高輪築堤完成。 ①佐賀藩の科学技術の発達 ②有明干拓

九星占い (11月)

《一白水星》
季節の変わり目で体調を崩しやすい時です。健康管理に気をつけて下さい。家族サービスが運氣UPに!

《二黒土星》
『ありがとっ』を多く言うよう運氣UPに。忙しい月となりますが、とても充実して過ごせるでしょう。

《三碧木星》
運氣は上昇中!今までの滞りがなくなり、物事が上手く進んでいくでしょう。仲間とのふれあいが更なる運氣UPに!

《四緑木星》
チームプレイが運氣UPに。独断で物事を進めると滞りが出るでしょう。周りの方との和を大切に!

《五黄土星》
社交運が良い時です。新しい、良い出会いがあるでしょう。体を動かしリフレッシュすると運氣UPに!

《六白金星》
うっかりが多くなりそうです。気を引き締めて、物事を進めましょう。スケジュール管理の徹底を!

《七赤金星》
運氣は安定しています。誠実に物事を進めることで信頼度もUPするでしょう。仕事とプライベートともに充実するでしょう。

《八白土星》
幸運月です。今まで温めていたことを、実行に移しましょう。人との付き合いを大切にすることが運氣UPに!

《九紫火星》
気が緩む時です。慎重に行動しましょう。気遣いが大切です。口は禍のもと!言動に注意しましょう。